### 熊本県告示第 708 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類	
争未別の石林及の別任地	の所在地及び代表者の氏名	廃止平月日 	尹未川留与 		
国立療養所菊池病院短期入	国立療養所菊池病院	平成 16 年	43000200086139	知的障害者	
所事業所	菊池郡合志町大字福原 208 番	3月31日		短期入所	
菊池郡合志町大字福原 208	地				
番地	高松 淳一				

### 熊本県告示第 709 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 16 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所	廃止年月日	事業所番号	事業の種類	
事業別の石林及の別任地	の所在地及び代表者の氏名	廃止平月日 	尹未川留与 		
国立療養所菊池病院短期入	国立療養所菊池病院	平成 16 年	43000300044137	児童短期入	
所事業所	菊池郡合志町大字福原 208 番	3月31日		所	
菊池郡合志町大字福原 208	地				
番地	高松 淳一				

## 熊本県告示第710号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 6 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

- ~ PH ·	114 ///					Did VH >								
道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	す	る	区	間	延長 (メートル)	備	考
	天草郡栖本町大字河内字大原													
主要地方道	松島	島馬場	揚線	同	所	同	字		2919番	2 地先	から	311.0	単う	道 改
							2889 番	8 地先	まで					
	八代郡坂本村大字深水ろ字上嶽													
一般県道	具 頂 │	原					686 番	3 地先	から	140	災補	補 道		
放		線	同	所	所 同		字				14.0	火佣	៕ 坦	
									669番	3 地先	まで			
	八代郡坂本村大字深水い字倉谷													
n n	,,						2367番2地先から		から	40.0		,,		
		"		同	所	同	字					40.0		"
									2367番	2 地先	まで			

2 供用開始する期日 平成16年6月30日

# 熊本県告示第 711 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年6月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一